

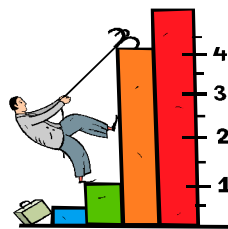
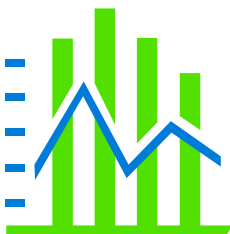
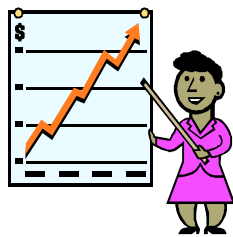
稚内市財政の状況

平成 17 年度 決算概要



稚内市財政契約課

平成 18 年 10 月



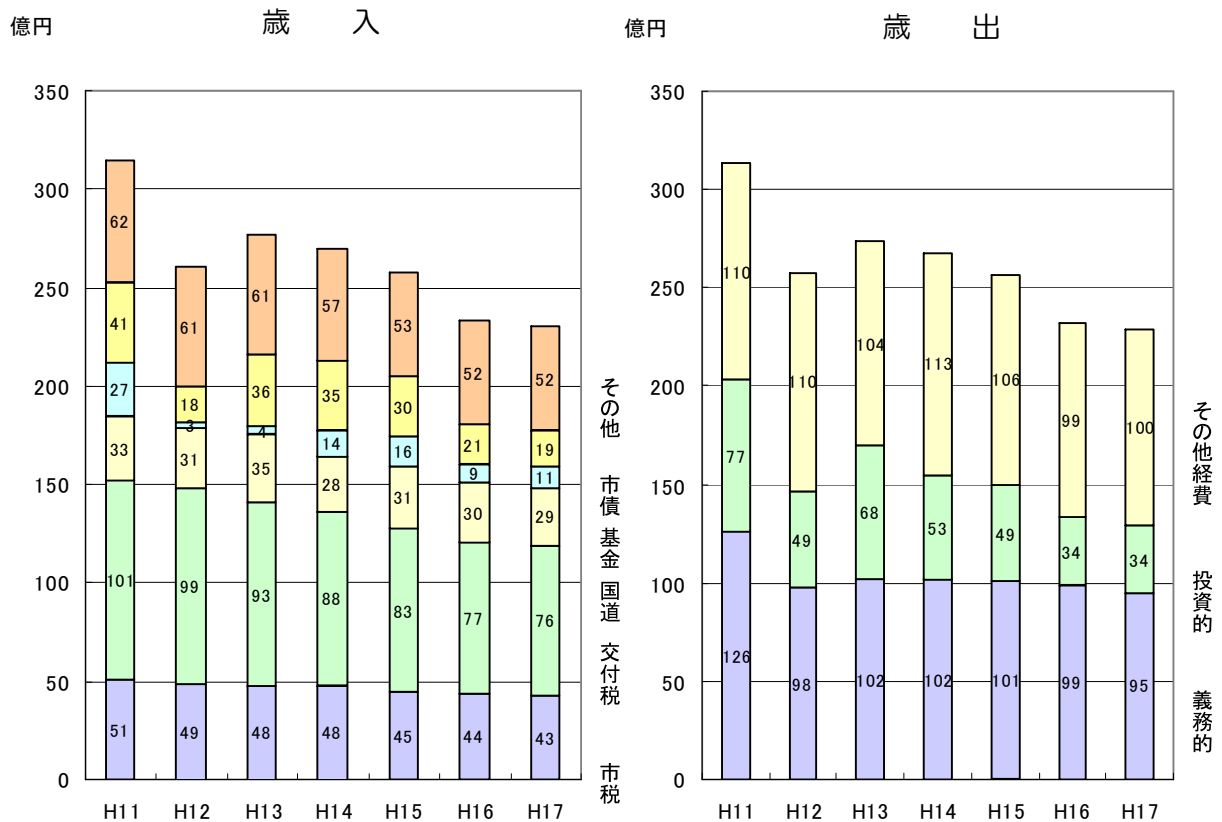
稚内市の財政の現状

歳入・歳出決算状況	1
市税	2
地方交付税など	3
地方債	4
基金（市の貯金）について	5
義務的経費（人件費、扶助費、公債費）	6
投資的経費（普通建設事業費）	7
性質別経費の推移	8
物件費（賃金、旅費、需用費、委託料等）	9
人件費（普通会計ベース）	10
職員数（普通会計ベース）	11
特別会計・企業会計への繰出金	12
《病院事業会計》	13
《下水道事業特別会計》	14
経常収支比率	15
起債制限比率	16
実質公債費比率	17

稚内市の財政の現状

【歳入・歳出決算状況】

本市一般会計の平成11年度から平成17年度の決算状況は、下記グラフのとおりです。以下、主な歳入歳出科目の推移から、近年の状況を概説します。



※ 一般会計の決算の状況

(百万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳入決算額	26,515	28,300	26,978	25,670	24,063	22,957
歳出決算額	26,223	28,084	26,773	25,505	23,953	22,779
決算収支 ①	145	186	167	140	108	155
基金の積立 ②	711	673	685	486	587	653
基金の取崩 ③	600	474	1,464	1,841	999	1,083
実質決算 ①+②-③	256	385	▲612	▲1,215	▲304	▲275

※『決算収支』は『翌年へ繰越す財源』を除く『実質収支額』です。

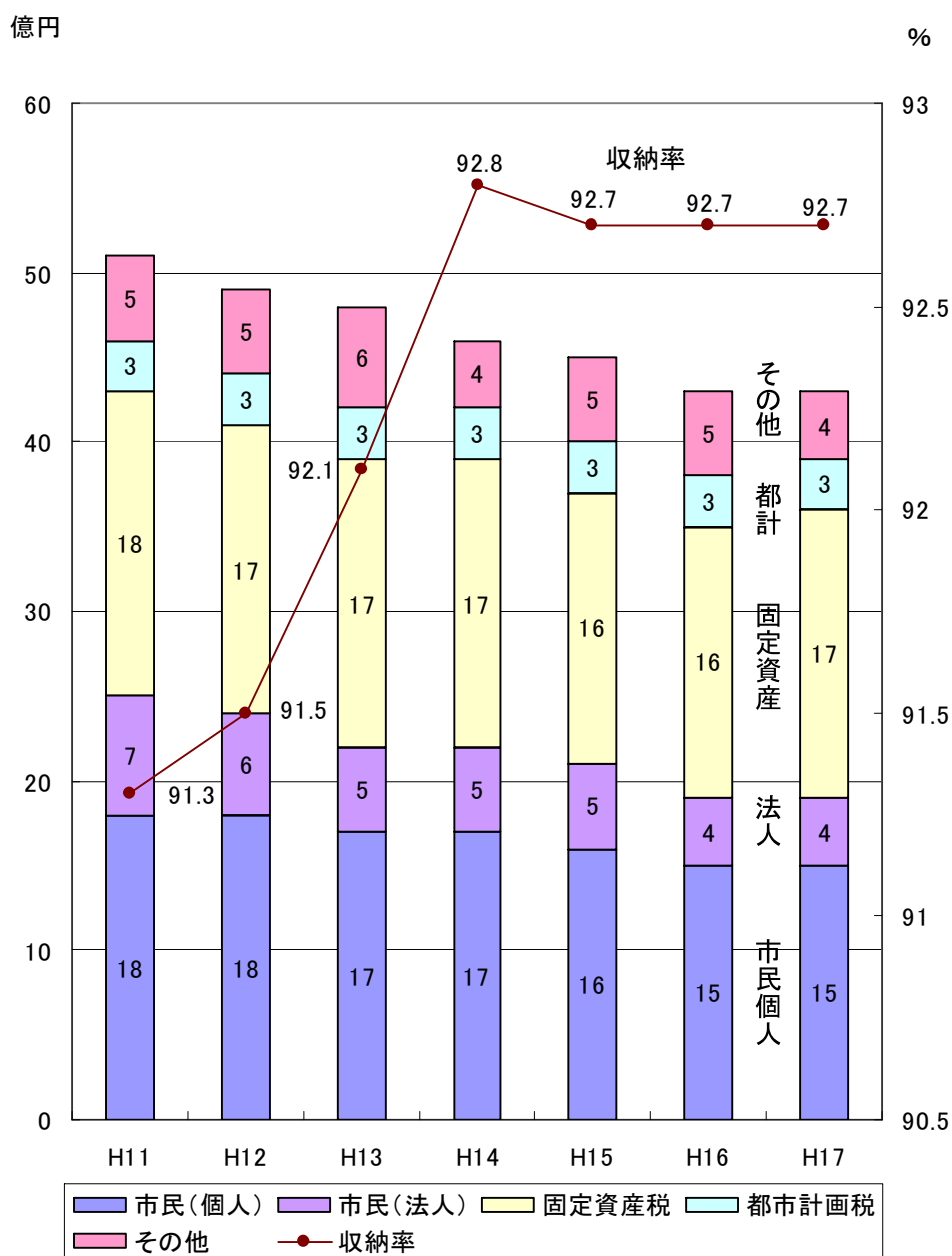
決算収支は黒字となっていますが、毎年多額の基金（貯金）取崩しによって黒字を保っているものであり、平成12、13年度を除き、実質は赤字決算となっています。

【市 税】

歳入の根幹をなす市税収入は、ここ数年景気の低迷や減税等の影響を受け、平成11年度の51億円をピークに減少しています。

個人市民税については、所得や納税義務者の伸び悩みと、数次にわたる減税の影響などから緩やかに減少しています。

法人市民税は、企業業績の不振や法人税率の引き下げなどにより、平成11年度以降は大きく減少してきております。

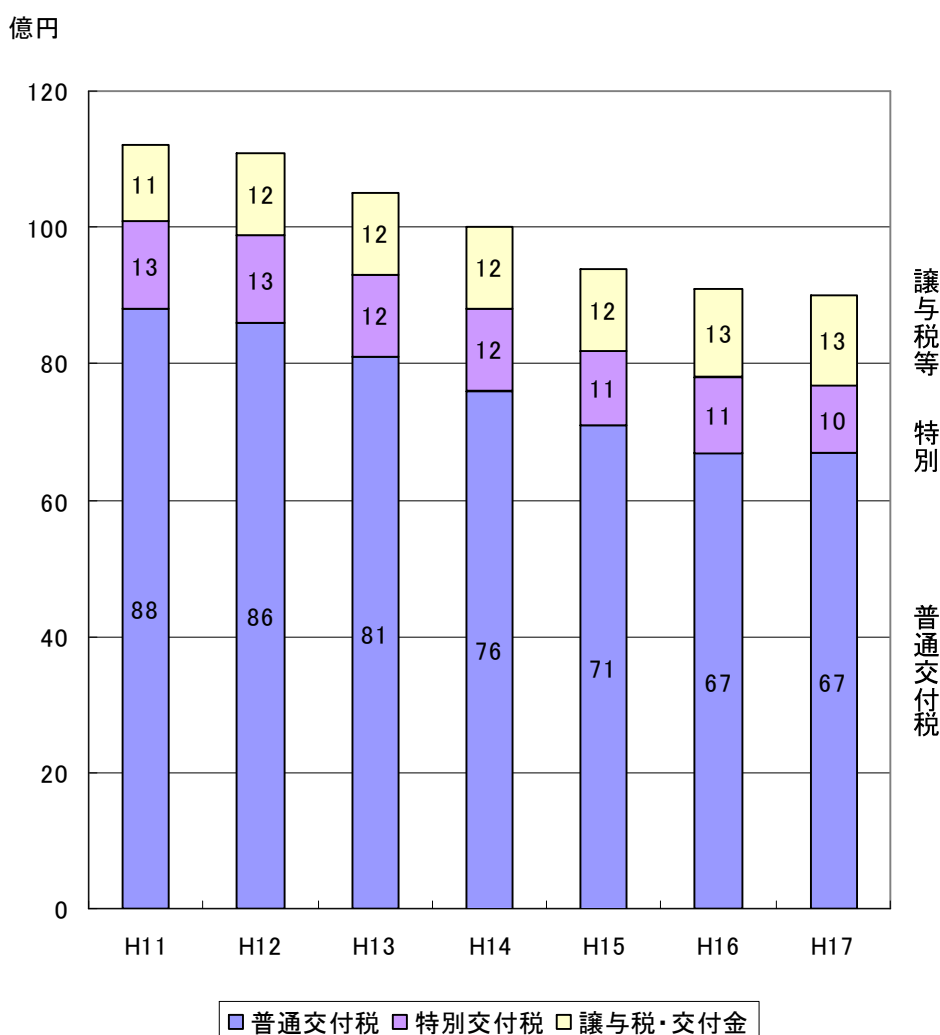


【地方交付税など】

地方交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を基礎として国から交付されるものです。

福祉施策や公債費償還に係る需要額が年々増加したことから平成11年度までは伸びを示してきましたが、その後減少し、平成17年度ではピーク時の平成11年度に比べ24%も減少しています。

地方交付税の減少により、地方財政は非常に厳しい状況となっており、地方公共団体は赤字地方債を発行し、財源を確保しております。この赤字地方債の償還金は、後年度の交付税で措置されることになっています。



メモ

基準財政需要額は、標準的な行政サービスを行う為に必要となる費用を算出します。

基準財政収入額は、市税や譲与税・交付金などの一定割合（75%）とされております。

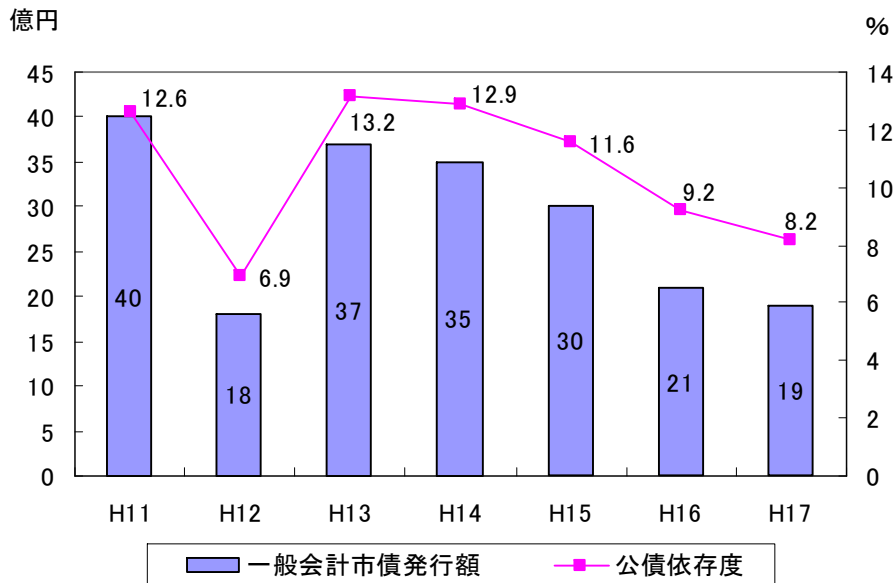
【地方債】

国の経済対策（公共事業）や施設の建設財源として、また、減税等による市税減収分の補てんとして、ピーク時の平成6年度には40億円を超える市債を発行いたしました。

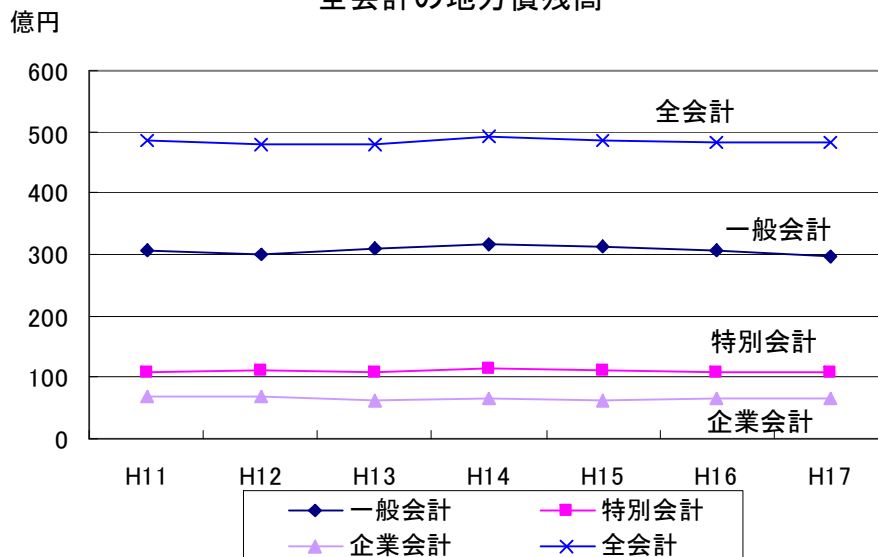
平成8年度には起債制限比率が、国のイエローカードラインである15%を超えたことにより、「公債費負担適正化団体」に指定され、公債費の負担適正化に努めた結果、平成13年度には11.3%まで下がり、直近3カ年（H15～H17）の平均では12.5%となっております。

また、これまで地方交付税の対象となる市債を活用してきたことにより、市債残高の約80%が償還時に交付税で財源措置されることになっております。

平成17年度末の市債残高は、一般会計で298億円、特別・企業会計を含めた全体では、462億円となっております。



全会計の地方債残高



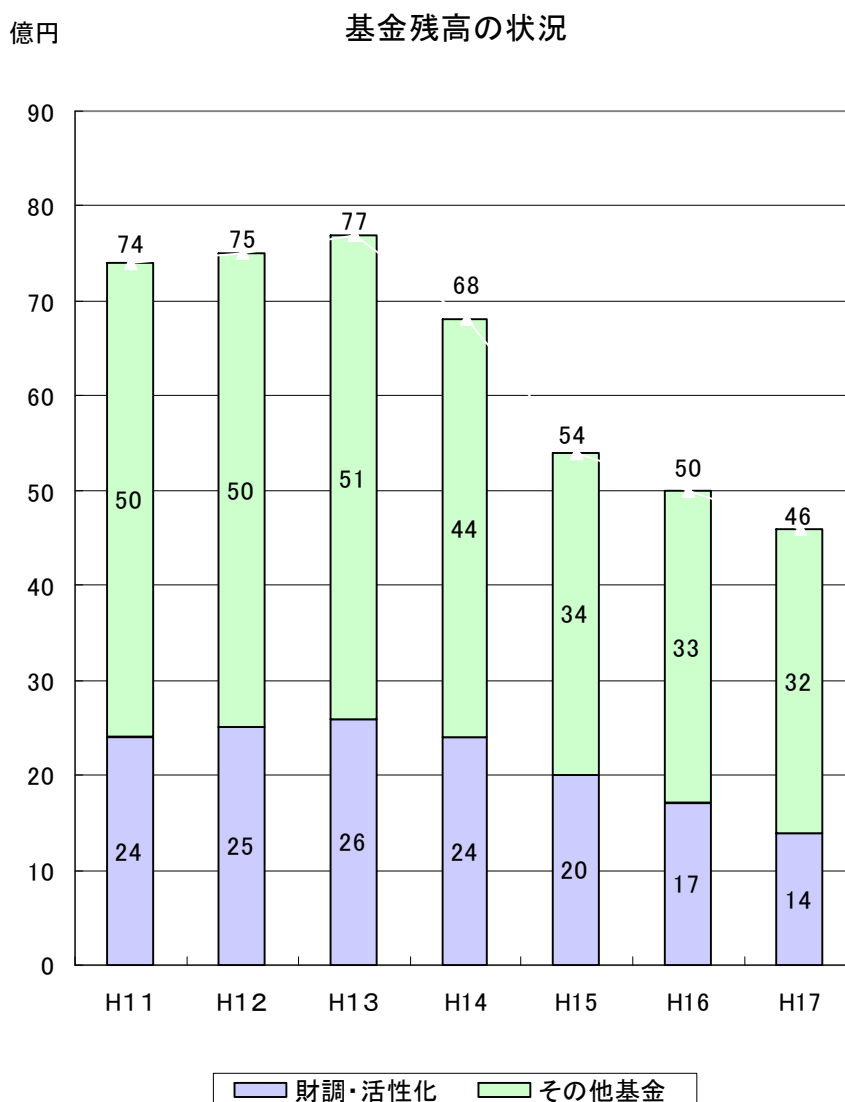
【基金（市の貯金）について】

『財政調整基金』は、年度間の財源調整を行うことを目的とした基金です。財源に余裕のある場合や決算で剰余金が発生した場合に積立てを行い、経済事情の変動により財源不足が生じた場合などに取り崩すことになっております。

『地域経済活性化対策基金』は、地域振興のために緊急に実施する必要がある建設事業などの経費に充てる場合に取り崩しを行っています。

その他の基金は、それぞれの目的により積立や取り崩しが行われております。

平成4年度末に161億円（過去最高基金残高）あった本市の基金は、厳しい財政状況のもと、財源不足を補うために取り崩しを行ってきたことにより、平成17年度末には46億円となります。



【義務的経費(人件費、扶助費、公債費)】

人件費は、給与のマイナス改定と職員数の減少などにより減少傾向にあります。

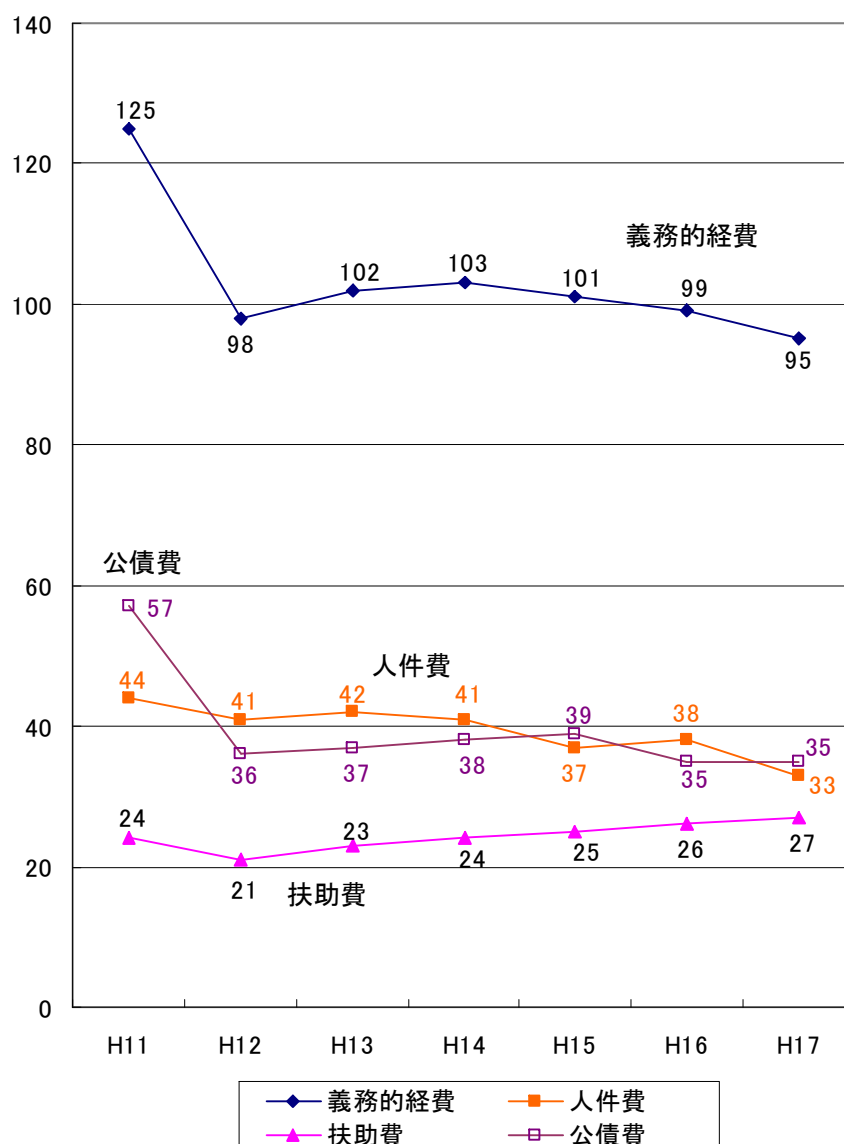
扶助費は、低迷する景気や医療費の増大により生活保護費や医療扶助費などが増加しており、将来においても増加が予想されます。

市債の償還金である公債費は、このところの低金利により支払利子は抑制傾向にあります。

平成17年度のこれら「義務的経費」は、歳出総額の42%を占めており、歳入に占める自主財源の比率40%を上回っております。

言わば市税など自主財源は、そのすべてが義務的経費で費やされているともいえます。

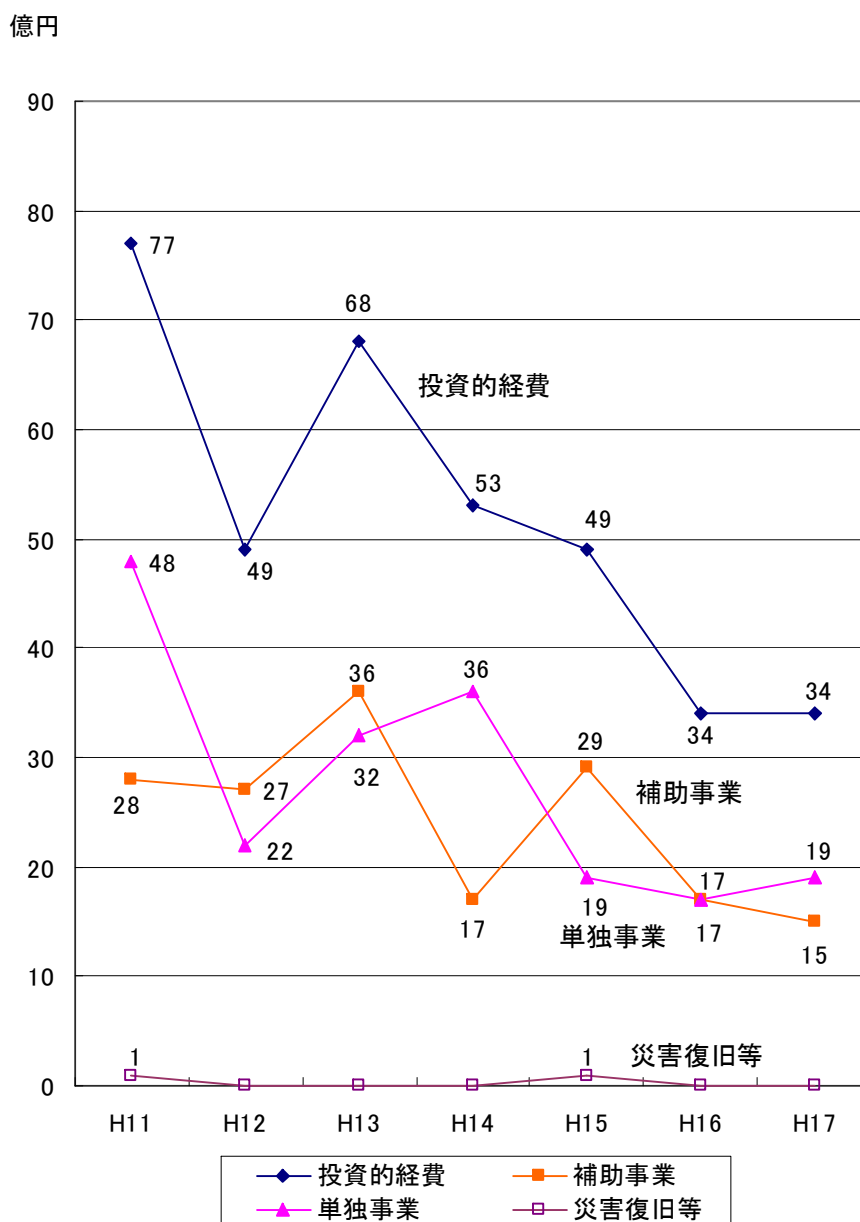
億円



【投資的経費（普通建設事業費）】

経済対策のための公共事業や教育施設の整備、北星学園大学建設支援などの大型事業が続いたことにより、平成11年度の普通建設事業費は、80億円に達しましたが、その後「公債費負担適正化計画」の実施などにより減少傾向にあります。

また、国の景気対策として、地方交付税などにより財源措置されてきた公共事業は、地方交付税額の減少とともに大幅に圧縮され、特に箱物と言われる施設については、地方債の発行自体が制限されています。



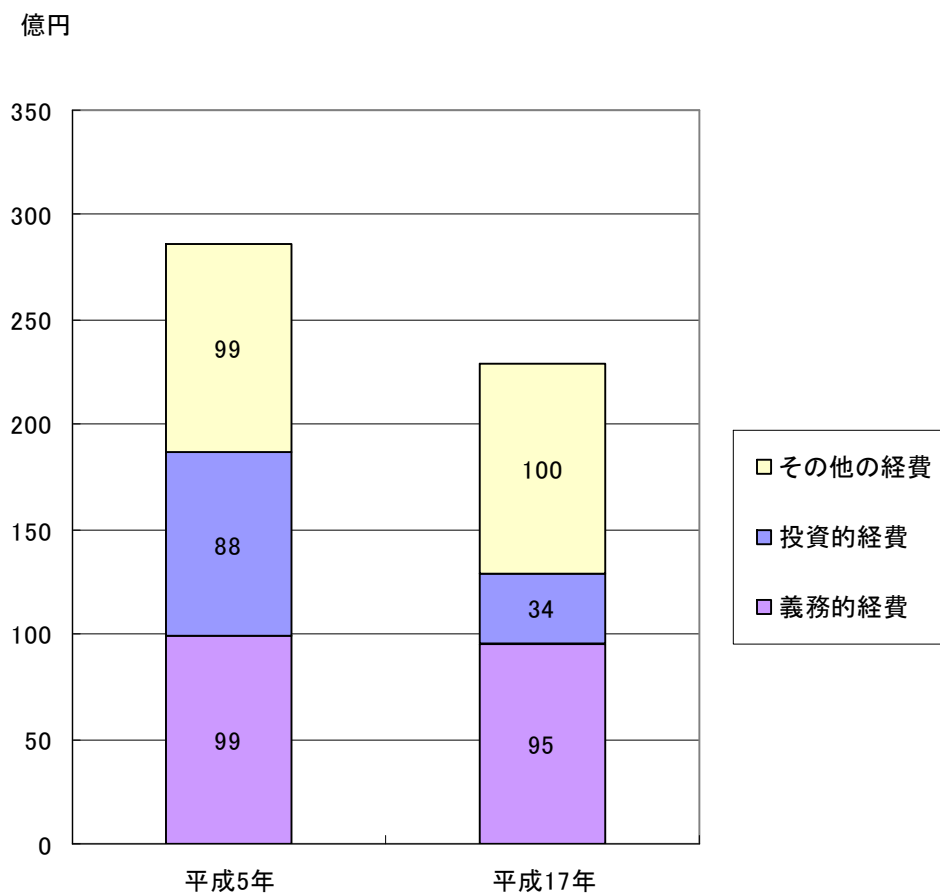
【性質別経費の推移】

支出を性質別に大きく区分すると、義務的経費、投資的経費、その他経費に区分されます。

平成5年度と平成17年度決算を比較すると、支出総額が減少しているとともに、投資的経費の割合が減少しています。

この傾向は、道内他都市においても同様な状況となっています。

稚内市の性質別経費の推移

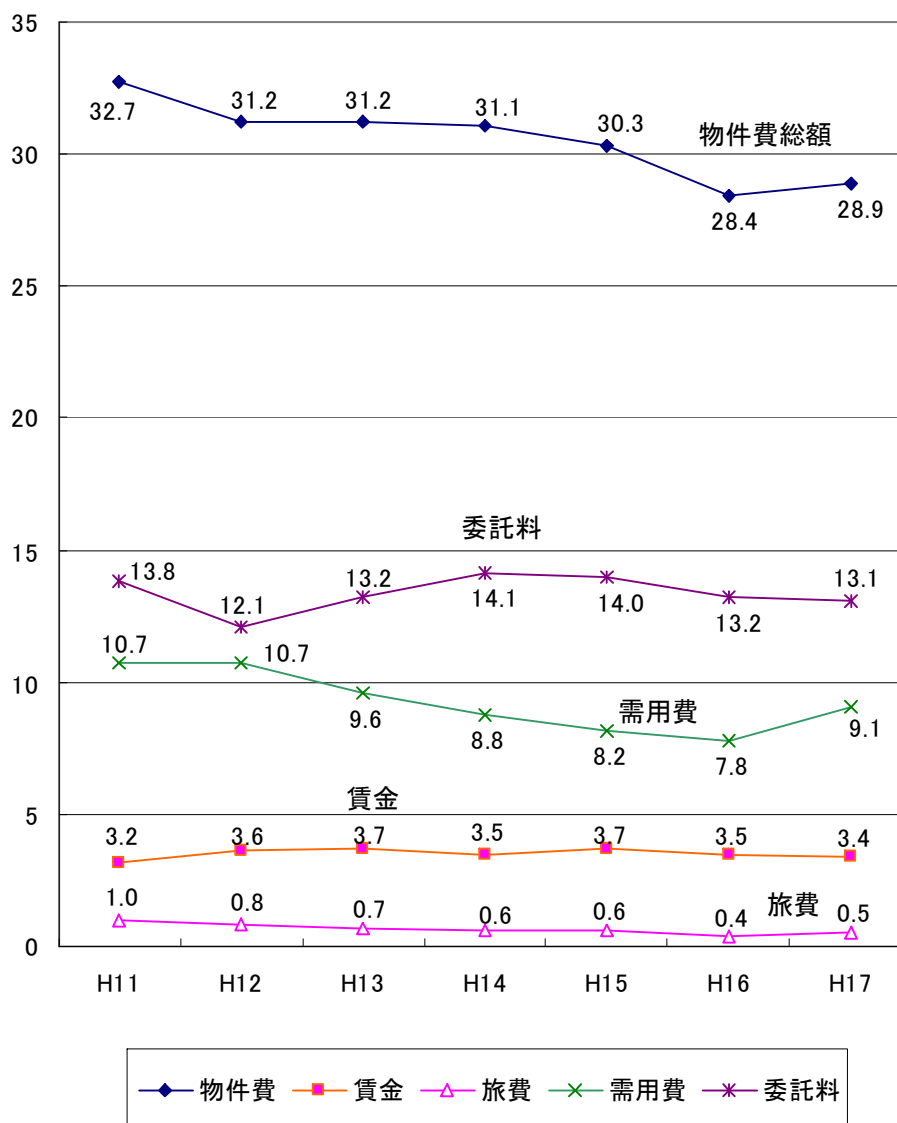


【物件費（賃金、旅費、需用費、委託料等）】

物件費総額はゆるやかな減少傾向にあります。指定管理者制度の導入などにより、委託料は増加傾向にあります。

今後、事務・事業の委託化などにより、物件費は増えるものと思われます。
 なお、賃金、旅費はほぼ横ばいで推移しています。

億円

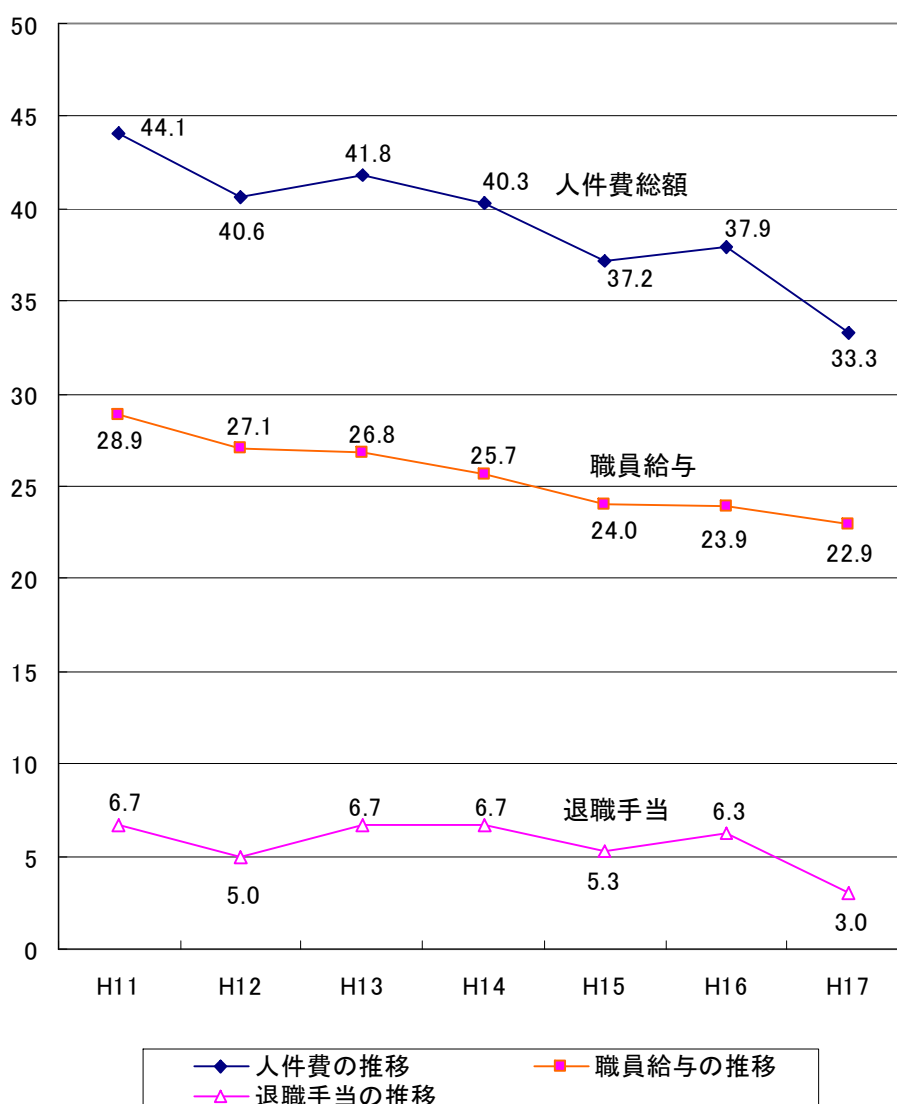


【人件費】普通会計ベース

人件費総額は、平成14、15年度の2ヶ年にわたって実施されたマイナス給与改定により、減少傾向にあります。

さらに、財政健全化プランによる退職者一部不補充（補充は、退職者数の1/2以下）の実施により、職員給与は今後も減少が予定されますが、一方では、平成18年度からいわゆる「団塊の世代職員」が退職を迎えることから、毎年約6億円の退職金の支給が予定されております。

億円

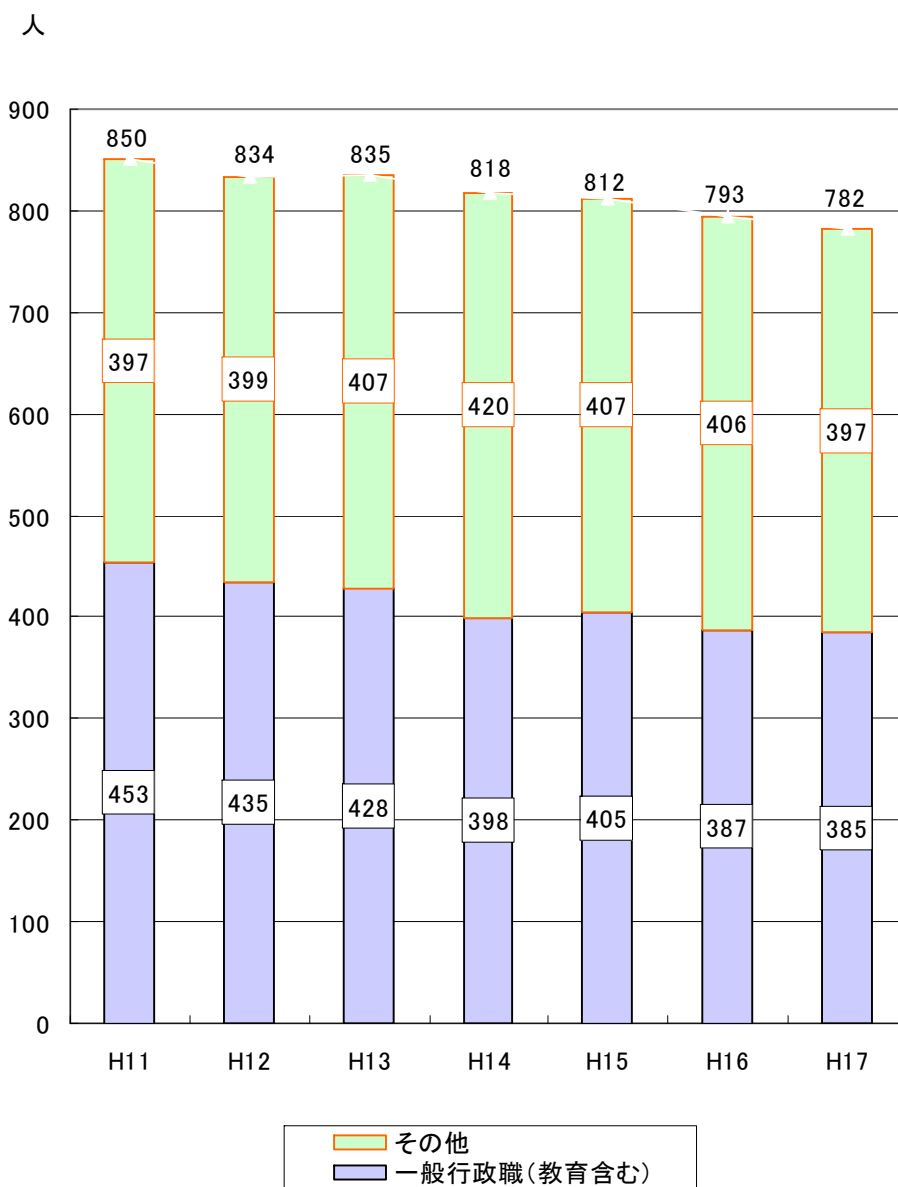


【職員数】 ※消防職員除く、普通会計ベース

職員数は平成9年度（855人）をピークに減少しており、17年度における職員数は782人となっています。

内訳では、一般行政職（教育含む。）において74人減少していますが、病院職員は21人増加しています。

一般行政職は、今後、財政健全化プランの実施による退職職員の一部不補充により、さらに減少するものと思われます。



【特別会計・企業会計への繰出金】

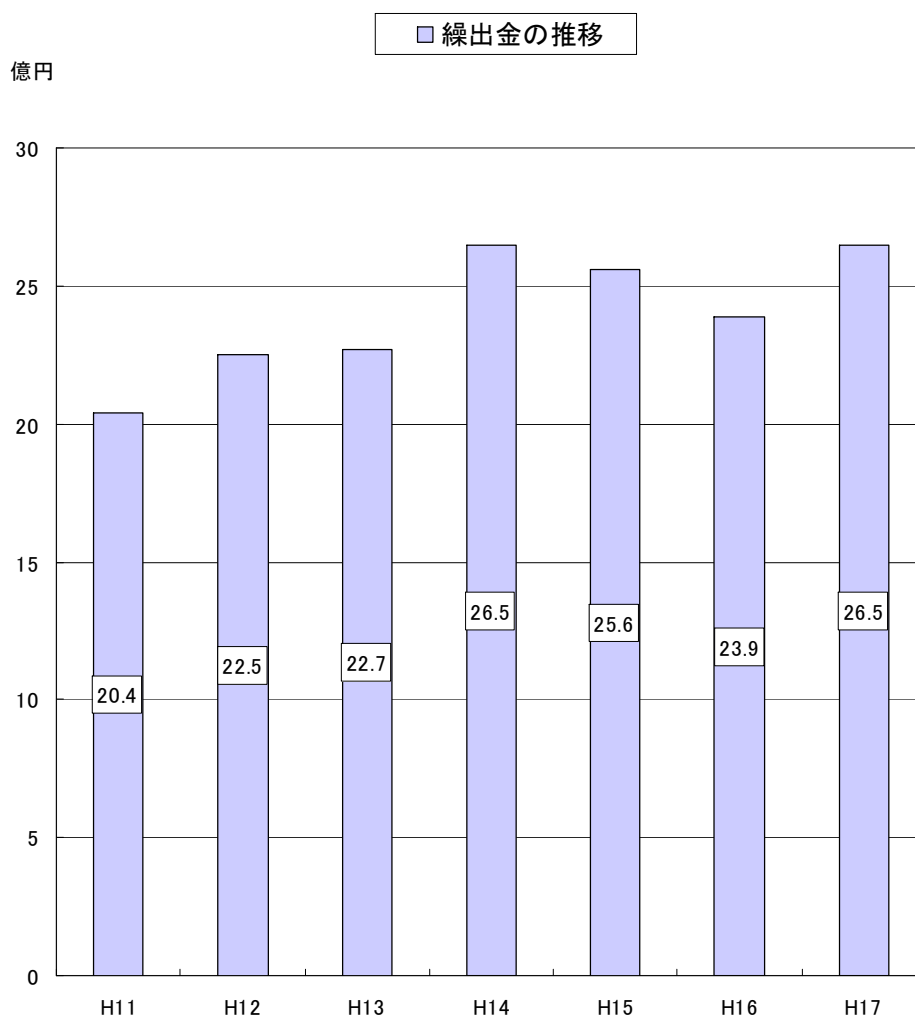
一般会計から他会計への繰出金は、制度上繰出しが必要なものと、財政支援として行う繰出金とに大別されます。

制度上行う繰出金は、他会計で行う事業のうちその性質上、税など充てることが適当であると認められる経費で、国が基準を定めています。

対象となる経費は、企業債の元利償還金などが主なものであり、一般会計にとっては義務的経費に準ずるものです。

一方、財政支援として行う繰出金は、他会計の経営（収支）状況に応じて赤字分などの所要額を税等で補てんするものであります。

一般会計の財政が逼迫していることから、今後は、これまでと同様な財政支援は困難な状況にあります。

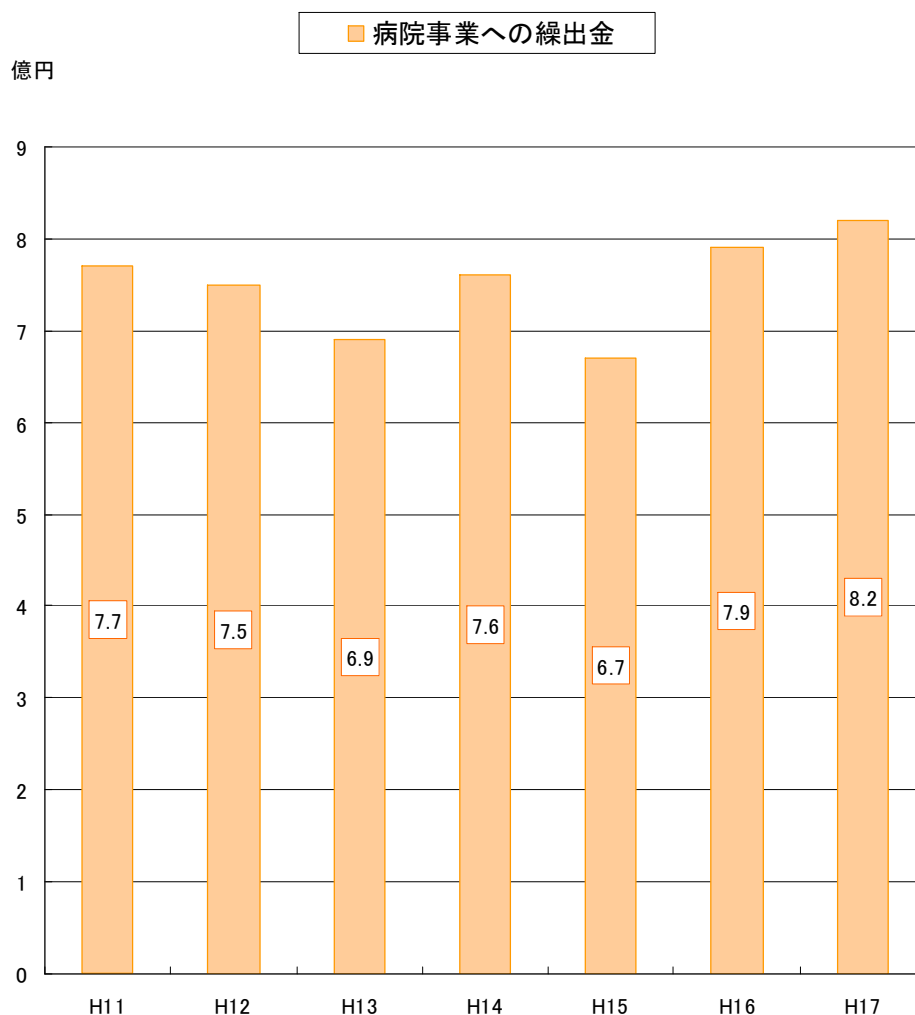


《病院事業会計への繰出金》

市立稚内病院は、公立病院・地域センター病院として、不採算となる医療分野についても、充実を図ってきました。

全国的な看護師不足や入院患者の減少、さらには多額の減価償却費により医療収入だけでは費用を賄い切れない状況が続いております。

一般会計では制度上の基準内繰出し及び基準外繰出しとして毎年約8億円の繰出しを行っておりますが、病院会計においてもなお一層の経営改善に取り組む必要があると思われまます。



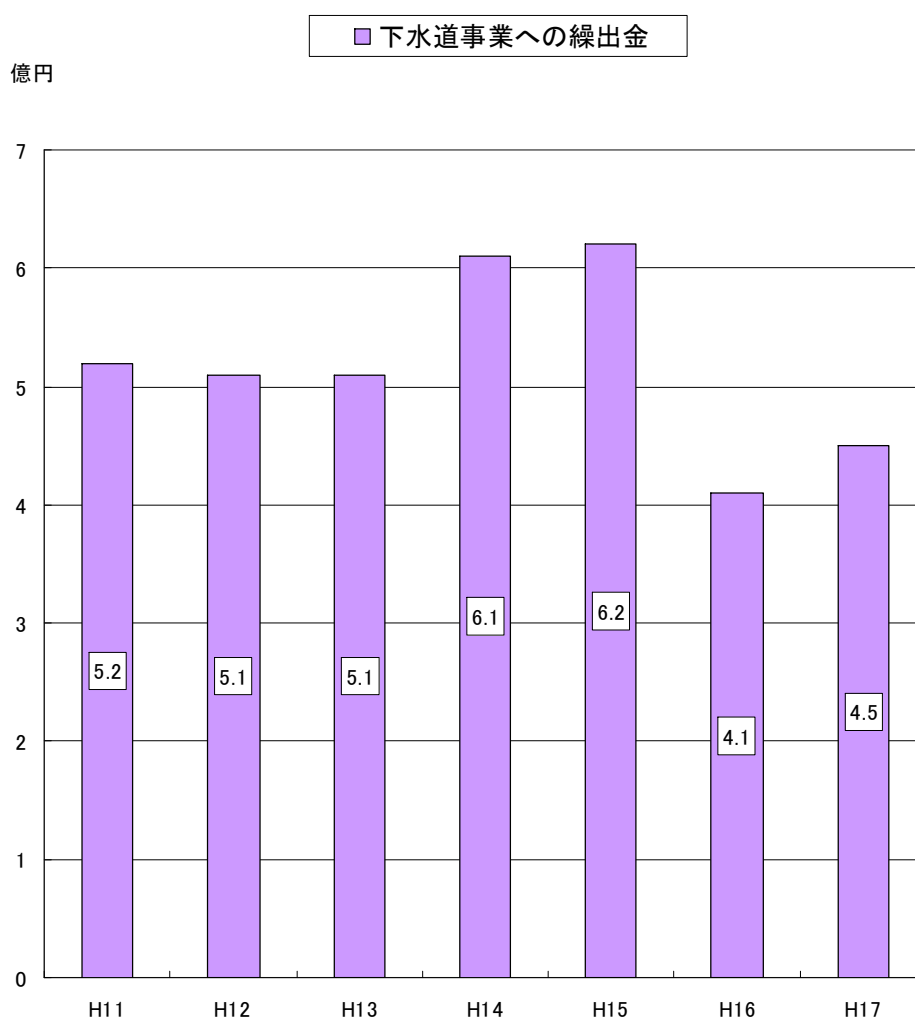
《下水道事業特別会計への繰出金》

本市の場合、市街地が細長く管渠の延長やポンプ場の設置など、他都市に比べ、イニシャルコストが高い状況にあります。

これまでに実施した事業費は約246億円ですが、この内105億円が市債残高として残っており、今後、この元利償還が下水道事業の大きな経営負担になるものと思われます。

今後は、自らの収益を考慮した中で、適切な施設更新を考える必要があります。

平成16年度からの繰出金の大きな減少は、償還金平準化のための市債を借入れたことによる繰出金の減です。



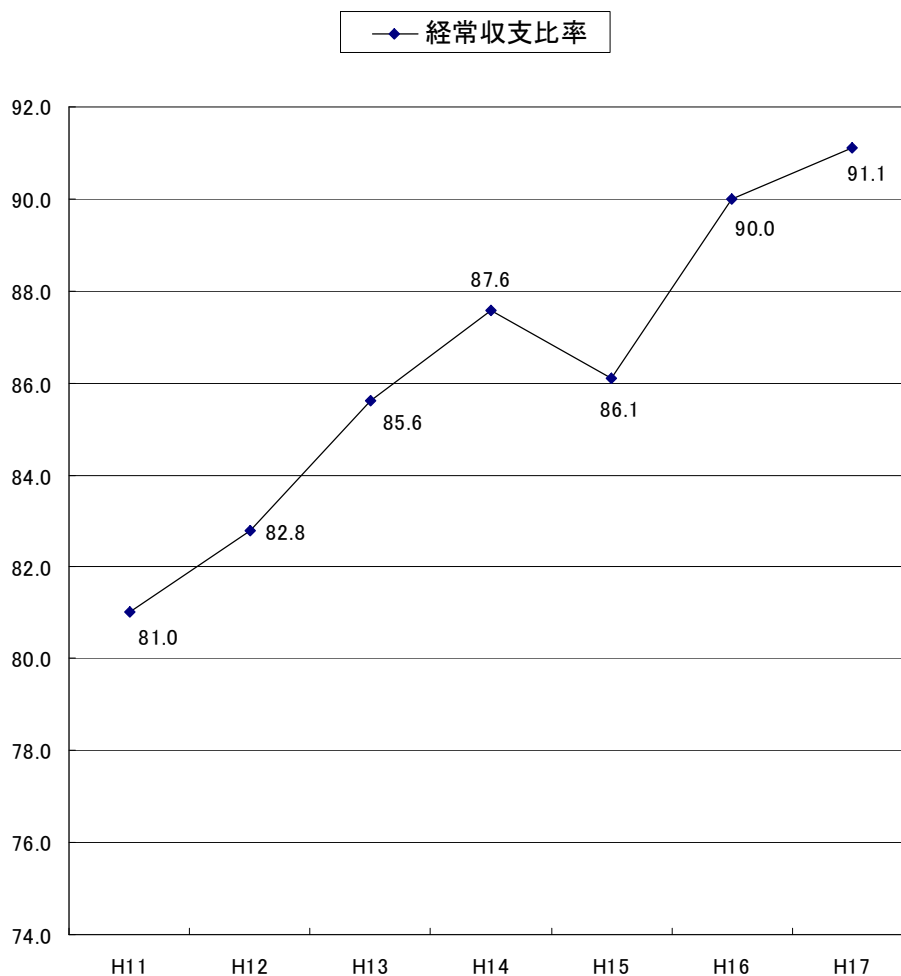
【経常収支比率】

経常収支比率を家計で例えると、毎月決まって支払いを必要とする、住居費・食費・被服費・ローン返済金などの費用が、毎月の給料に占める割合を示したものです。

市の場合は、人件費や地方債償還金などの義務的経費や物件費の比率が高いほど経常収支比率が悪化し、財政の硬直化を招き、独自の施策が困難となります。

健全な財政運営の目安は、この比率が70%～80%の範囲にあることです。

平成11年度以降、分母となる市税・地方交付税が減少することにより、経常収支比率が上昇傾向にあり、80%を超える水準で推移してきましたが、平成16年度にはついに90%を超え、平成17年度は91.1%となりました。

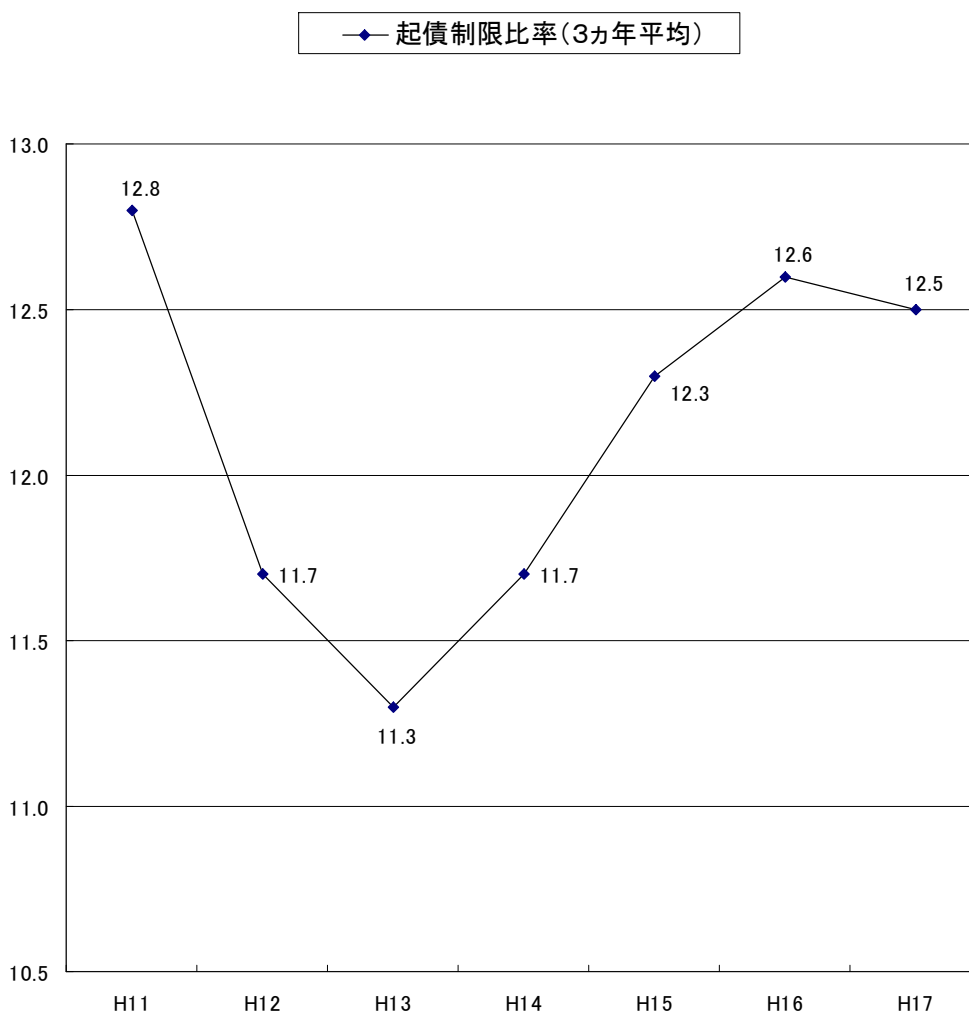


【起債制限比率】

起債制限比率を家計で例えると、家族構成や所得などを加味した標準的な家計規模に、車や住宅ローンの返済金が占める割合を示したもので、この比率が14%を超える場合は、イエローカードとなり、20%を超えた場合は、地方債の発行が制限されます。

本市は、平成8年度に起債制限比率が15%を超えたことにより、「公債費負担適正化計画」を策定し、繰上償還や事業の繰り延べ、歳出の縮減を行いました。

平成12年度に計画を終了しましたが、今後も地方債償還額とのバランスを図りながら、新規の地方債の発行を考えなければなりません。



【実質公債費比率】

『実質公債費比率』は、平成18年度からの地方債の『許可制』から『協議制』への移行に伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わり新しく導入された財政指標です。

この比率は、今までの一般会計の地方債の元利償還金に加えて、公営企業会計や一部事務組合への一般会計からの繰出金や公債費に準じる経費を含めた自治体の実質的な債務を明確化するものであり、いわば連結決算の考え方を導入して、借入金の実態を明らかにしようとするものです。

この実質公債費比率が18%以上となった場合には、黄信号がともった状態であり、地方債許可団体に移行するとともに、『公債費負担適正化計画』の策定が求められ、さらに同比率が25%を超えた場合には、一部の地方債の発行が制限されることになっています。

本市の平成15年度から平成17年度までの3ヶ年平均の実質公債費比率は、18.6%となっており、平成18年度の地方債発行にあたっては、従来どおり北海道知事の許可が必要であるとともに、『公債費負担適正化計画』を策定し、今後も同比率の抑制に努めなければなりません。

